

一般教育訓練明示書

講座の名称		星槎道都大学 通信教育科 精神保健福祉士養成課程(一般) 実習あり・実習なし・実習一部あり																	
実施方法		① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング（回数：実習あり10回、実習なし9回、実習一部あり10回）																	
指定講座番号(15桁)	実習あり	0	1	2	0	2	4	4	—	2	3	2	0	0	4	2	—	2	
	実習なし	0	1	2	0	2	4	4	—	2	3	2	0	0	6	2	—	8	
	実習一部あり	0	1	2	0	2	4	4	—	2	3	2	0	0	5	2	—	5	
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間					過去一 年の講 座実 績			入講者数(累積) (30人)					修了者数（20人）					
平成27年 4月 1日		令和8年 9月 30日まで																	
訓練期間	21ヶ月					総訓練時間					実習あり		3060時間						
											実習なし		2598時間						
											実習一部あり		3000時間						
1. 教育訓練目標																			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル								精神保健福祉士											
②①に係る資格・試験等の実施機関名称								厚生労働省											
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等								精神保健福祉士法に定められた受験資格取得要件を満たすこと。											
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況								福祉・医療・教育分野など											
2. 教育訓練の内容																			
教科（カリキュラム）								時間			使用教材名								
星槎道都大学 通信教育科ホームページの情報公開											科目担当者が指定するもの								
【 https://www.seisadohto.ac.jp/correspondence/ 】																			
募集要項の「P28 学習に関すること」を参照																			
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）																			
①受講するに当たって必要な実務経験等						実習あり		なし											
						実習なし		指定施設において精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として1年以上行っていること。											
						実習一部あり		社会福祉士の「ソーシャルワーク実習（相談援助実習等）」履修者。											
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						①学校教育法に基づく4年制大学（短期大学を除く）を卒業した者。 （卒業見込み含む） ②学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）を卒業した者で、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。 ③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。 ④指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。													
③その他																			

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		レポートに担当教員のコメントシートを添付し、助言を行う。 質問に対しては質問票にて回答する。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		国家試験対策講座及び模擬試験を実施し、その都度周知を行っている。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人北海道星槎学園 (代表者名: 理事長 飯浜 浩幸)		
住所及び連絡先	北海道北広島市中の沢149番地 TEL 011-372-3111		
施設名称及び施設長名	星槎道都大学 通信教育科 精神保健福祉士養成課程(一般) (施設長: 学長 飯浜 浩幸)		
住所及び連絡先	北海道北広島市中の沢149番地 TEL 011-372-3111		
給付制度担当部署・者	生涯学習課 (担当者: 課長 池田 愛紗)		
連絡先	TEL 011-372-3111(代表)		
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		実習あり 540,000 円 実習なし 340,000 円 実習一部あり 490,000 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	30,000 円	
①一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	実習あり 510,000 円 実習なし 310,000 円 実習一部あり 460,000 円 (うち、必須教材費 0 円)	
②分割払	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		実習あり 66,000 円 実習なし 66,000 円 実習一部あり 66,000 円
③両方可能	① 副読本代(税込額)	実習あり・実習一部あり	63,000 円
		実習なし	63,000 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円
	③ 施設維持費(税込額)		0 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		3,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)	実習あり	606,000 円
		実習なし	403,000 円
		実習一部あり	556,000 円

〔特記事項〕

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。